

【「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（改訂部分抜粋）】

別添1

※ 平成27年2月28日の改訂によって変更となった箇所については、[網掛け青字](#)としています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 数字（人数に関する項目）は半角で入力してください。 当該内容について変更があればその都度修正してください。
■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項	
(1) 組織形態	<ul style="list-style-type: none"> 現在の組織形態について、「監査役設置会社」用と「指名委員会等設置会社」用の2種類の様式があり、「監査役設置会社」用様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。
(2) 取締役関係	
① 定款上の取締役の員数	<ul style="list-style-type: none"> 定款上の取締役の員数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。
② 定款上の取締役の任期	<ul style="list-style-type: none"> 定款上の取締役の任期を記載してください。
③ 取締役会の議長	<ul style="list-style-type: none"> 社長にはCEO（最高経営責任者）を含めるものとします。 代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。 社外取締役とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。
④ 取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんので注意してください。
※ 社外取締役を選任している監査役設置会社又は指名委員会等設置会社に限定した項目	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「⑤社外取締役の選任状況」は、社外取締役を選任している監査役設置会社又は指名委員会等設置会社に限定した項目です（指名委員会等設置会社の場合は、「⑤社外取締役に関する事項」という標題となっています。）。
⑤ 社外取締役の選任状況	
イ. 社外取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の最終更新日現在の社外取締役を対象とします。社外取締役候補者は含めませんので注意してください。 「ハ. 会社との関係(1)」に入力された社外取締役の人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。
ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役のうち、報告書の最終更新日現在において独立役員（適時開示等規則第31条の2に規定する独立役員をいいます。以下同じ。）に指定されている人数を記載する項目です。 「ニ. 会社との関係(2)」に入力された社外取締役のうち、独立役員として指定されている場合のチェックボックスにチェックが付されている人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を、「(4) 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」欄に記載してください。
ハ. 会社との関係(1)	
□ 属性選択項目	<ul style="list-style-type: none"> 属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身者」に該当します。 「学者」とは大学又は大学院の教授、准教授その他これらに準ずる者をいいます。 複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。
<input type="checkbox"/> 会社との関係についての選択項目	<p>各項目について、現在（若しくは最近）又は過去における該当状況を選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を選択してください。 近親者が各項目（h. ~ j. を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を選択してください。 ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭のその他の財産」「近親者」などの解釈及び各項目に該当するか否かの判断については、独立役員届出書におけるものと同様です。 <ul style="list-style-type: none"> a. ないし j. 以外の内容で会社との間に何らかの特筆すべき関係がある場合には、k. を選択してください（その場合にはニ. 会社との関係（2）において当該関係についての補足説明を記載することが求められます。）。 <p>独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「(4) 独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、各項目の該当状況の選択は不要です。</p>
二. 会社との関係(2)	
<input type="checkbox"/> 独立役員	<ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役が、独立役員として指定されている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 適合項目に関する補足説明	<p><適合項目に関する補足説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社との関係に関する適合項目の内容（概要等）について、補足して説明する場合に具体的かつ平易に記載してください。例えば、「b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役」に過去に該当している場合、それが30年前に1年程度勤務していたのか、昨年まで数十年も勤務していたかで、親会社との実質的な関係は異なると考えられるため、こうした事実関係については具体的かつ詳細に記載してください。 適合項目の内容について、当該社外取締役自身の意見があるときは、その意見の概要を併せて記載することが考えられます。
<input type="checkbox"/> 選任理由	<p><当該社外取締役を選任している理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役の専門性と上場会社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客觀性や中

記載事項	記載上の注意
	<p>立性の重視が選任理由につながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでも構いません。 社外取締役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等を選任することは可能とされていますが、この場合、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされない懸念がある一方で、監督機関に同時に求められる実効性や専門性等の要素を考慮すると一律にこうした関係を除外することは必ずしも適当でないとの指摘もあることを踏まえて、当該社外取締役の独立性に関する上場会社の考え方について記載してください。また、当該社外取締役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられます。 当該社外取締役に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、あわせてその効用を記載することも考えられます。 <p>＜開示加重要件への該当状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役が「開示加重要件」（有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)aに列挙されている事由。以下同じ。）に該当している場合には、その旨を記載してください。「適合項目に関する補足説明」欄において属性情報に関する記載を行っている場合には、当該欄にまとめて記載することも可能です。 開示加重要件の詳細については、「第7章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項について】1.(3)独立性に関する判断について③開示加重要件について」を参照してください。 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「(4)独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、開示加重要件への該当状況の記載は、独立役員に指定されている社外役員についてのみ行えます。独立役員に指定されていない社外役員については、当該記載を省略することができます。 <p>＜独立役員に指定した理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定した理由について記載してください。 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、第三者委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程についても併せて記載することが考えられます。 独立役員として指定する者が、開示加重要件のいずれかに該当する場合は、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由について、具体的に記載してください。 「独立役員に指定した理由」は、「当該社外取締役を選任している理由」とまとめて記載することができます。
※ 監査役設置会社に限定した項目	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」及び「(3)監査役関係」は、監査役設置会社に限定した項目です。
<u>⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無を選択してください。</u>
イ. 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長	<ul style="list-style-type: none"> <u>指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合に、委員会の名称、委員の人数を記載してください。委員長（議長）については、「社内取締役・社外取締役・社外有識者・その他・なし」から選択してください。</u>

記載事項	記載上の注意
(議長) の属性	<ul style="list-style-type: none"> 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 常勤委員とは、他に常勤の仕事がない、会社の営業時間中原則として当該会社の任意の委員会の職務に専念する者をいいます。
口. 補足説明	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会について補足説明をする場合は、記載してください。 委員構成において、「その他」に該当する委員がいる場合は、具体的な属性を記載してください。 構成委員の選定方法、選定理由及び役割、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます。
(3) 監査役関係	
① 監査役会の設置の有無	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。
② 定款上の監査役の員数	<ul style="list-style-type: none"> 定款上の監査役の員数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。
③ 監査役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補者は含めませんので注意してください。
④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査役と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載してください。 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 監査役と会計監査人との間、又は監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することも考えられます。
⑤ 社外監査役の選任状況	
イ. 社外監査役の人数	
ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤社外監査役の選任状況」については、「■ 1. (2)⑤社外取締役の選任状況」の記載要領を準用します。記載にあたっては、当該欄の記載要領を参照してください。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。 社外監査役とは、会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。以下同じ。
ハ. 会社との関係(1)	
二. 会社との関係(2)	
※ 指名委員会等設置会社に限定した項目	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「(3) 各種委員会」から「(5) 監査体制」までは、指名委員会等設置会社に限定した項目です。
(3) 各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会の委員の人数を記載してください。委員長については、「社内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 常勤委員とは、他に常勤の仕事がない、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
(4) 執行役関係	
① 執行役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 全執行役の人数を記載してください。当該執行役については、報告書の

記載事項	記載上の注意
	最終更新日現在の執行役を対象とします。執行役候補者は含めませんので注意してください。
② 兼任状況	<ul style="list-style-type: none"> 各執行役につき、代表権の有無を選択してください。 各執行役につき、取締役、使用人との兼任の有無を選択してください。 取締役と執行役を兼任している場合は、指名委員会・報酬委員会への所属の有無を選択してください。
(5) 監査体制	<p>【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載してください。例えば、監査委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の形で監査委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載することが考えられます。 当該取締役及び使用人の異動について、監査委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査委員会の職務の補助に関して執行役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。 </p> <p>【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 現在の体制を採用している理由 <ul style="list-style-type: none"> 当該体制を採用している理由について記載してください。 </p>
② 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会と会計監査人、(設置している場合は) 内部監査部門の連携状況について記載してください。 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 監査委員会と会計監査人との間、又は監査委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況など)について記載することが考えられます。 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも考えられます。
※ 共通項目	<ul style="list-style-type: none"> 以下、(4)から(7)までの項目は、指名委員会等設置会社にあっては、(6)から(9)までに対応する項目です。
(4) 独立役員関係	
<input type="checkbox"/> 独立役員の人数	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員の人数を記載する項目です。 「(2) 取締役関係 ⑤社外取締役の選任状況」のうち独立役員に指定されている人数」と「(3) 監査役関係 ⑤社外監査役の選任状況」のうち独立役員に指定されている人数の合計人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。
<input type="checkbox"/> その他独立役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している場合には、その旨を本欄において明記してください。 取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて、「社外役員の属性情報」における記載を省略する場合には、本欄において当該基準を記載してください。他の記載欄(「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」等)において、同様の軽微基準を開示している場合には、その記載を参照することでも足ります。 独立役員が確保されていない場合には、その旨及び独立役員の確保に向

記載事項	記載上の注意
	<p>けた今後の対応方針を記載してください。</p> <p>※ 独立役員が確保されていない場合は、適時開示等規則第31条の2の違反となり、同規則第53条に規定する公表措置等の実効性確保手段の適用対象となりますので、ご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、独立役員に関して補足すべき内容がある場合には、本欄に記載してください。
(5) インセンティブ関係	
① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ストック・オプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。 業績連動型報酬制度を導入しているときは、補足説明において、その評価の指標や目標水準及び支給の連動幅などについて記載することが望られます。 ストック・オプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望られます。 その他のインセンティブに関する施策等を実施している場合は、「その他」を選択し、補足説明において当該内容について記載してください。 取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を補足説明欄に記載してください。
② ストック・オプションの付与対象者について	<ul style="list-style-type: none"> ストック・オプション制度採用会社のみ回答してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。 ストック・オプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況について補足説明欄に記載することが考えられます。
(6) 取締役報酬関係	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会等設置会社にあっては、「取締役・執行役報酬関係」となります。
① (個別の取締役報酬の) 開示状況	<ul style="list-style-type: none"> 選択項目から、個別の報酬の開示を行っている範囲を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。 事業報告で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考えられます。例えば、上場会社のウェブサイトに掲載するなどして公衆縦覧に供している場合は、その旨を記載することなどが考えられます。 具体的な報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してください。例えば、報酬額に顧問料、コンサルティング料など他の名目で支払った金額が含まれるか否かを明示することが考えられます。有価証券報告書等で開示している場合は、その開示方法に準じて記載してください。 新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」において報酬額を開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合に含めるものとします。 指名委員会等設置会社にあっては、「②(個別の執行役報酬の) 開示状況」についても、同様に記載してください。
② 報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会等設置会社にあっては、「③報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無」となります。 報酬の額又はその算定方針の決定方針を有している場合は、「あり」を選択した上で、その内容を記載してください。
(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がいる場合はその旨（専従スタッフである場合はその旨）及び担当内容を記載してください。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。 (例) 社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対価としての報酬水準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監査役への事前説明の概要（資料の事前配布及び事前説明の有無）などが考えられます。
■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（平成21年6月17日公表）において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の3つの類型を参考にしてください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されているのですが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があることを前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められます。 <p>①指名委員会等設置会社化</p> <pre> graph TD BD[取締役会 社外取締役] --> BEO[業務執行役員] BD --- AC[指名委員会] BD --- RC[報酬委員会] BD --- OC[監査委員会] </pre> <p>②社外取締役を中心とした取締役会</p> <pre> graph TD BD[取締役会 1/3~1/2以上の 社外取締役] --> BEO[業務執行役員] BD --> OC[監査役会 社外監査役] BEO --> OC </pre> <p>③社外取締役の選任と監査役会等との連携</p> <pre> graph TD BD[取締役会 1名～複数の 社外取締役] --> BEO[業務執行役員] BD --> OC[監査役会 社外監査役] BEO -.-> OC </pre> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要や、業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等を具体的に記載してください。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスを導入している場合に、その具体的な施策等について記載してください。 <p>(例) ① 取締役会や監査役会など（指名委員会等設置会社の場合は、法定の各種委員会、執行役会を含みます。）の法定の組織のほか、経営諮問委員会、アドバイザリーボードなどの名称により設置された各種の諮問委員会や、経営会議、執行役員会、常務会等について、それぞれの概要（業務執行や監督のプロセスにおける役割、構成メンバー、男女別の構成など）や開催状況等を記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他各種委員会を設置している場合は、構成メンバーの概要（常勤委員、社内取締役、社外取締役、社外有識者の人数）、選定方法、選定理由及び役割、委員長（議長）の属性（社内取締役、社外取締役、社外有識者の別）、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます。（指名委員会又は報酬委員会に類似する任意の委員会については、1. (2) 取締役関係の⑥の欄に記載してください。） ・ 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、特別なプロセスを導入している場合に、その概要について記載することが考えられます。 ・ 監査の状況としては、監査の組織・人員及び手続等、公認会計士の氏名・継続監査年数等を記載することが考えられます。 ・ 監査役の機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。 <p>(例) ② 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。（これらの内容について1. (3) 監査役関係の③～⑤の欄で記載している場合は、それらの記載で代替することが可能です。）</p> <p>・ 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が、会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項に規定する契約）を締結している場合は、当該内容について記載してください。</p>
■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用している理由について具体的に記載してください。その際には、上記の3つのモデルを参考にしてください。 <p>(例) ① 取締役会の機能強化の観点から、指名委員会等設置会社制度を採用していないとも、内外の投資者等にとって分かりやすいコーポレート・ガバナンスの枠組みを採用している場合や、平時における経営者の説明責任の確保、有事における経営者の暴走等の防止、安全弁といった機能を担う仕組みを採用している場合には、こうした機能の側面から記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを採用している場合には、こうした機能の側面から記載することが考えられます。 <p>【指名委員会等設置会社の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名委員会等設置会社形態を採用している理由を記載してください。 ・ 意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役設置会社形態の時と比較評価することなどが考えられます。 ・ 上記の機能等をより強化するために、現在導入を検討している施策等があれば、その概要を記載することが考えられます。 ・ 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。

記載事項	記載上の注意
	<p>【監査役設置会社であって、社外取締役を選任している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。 ・ 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。 <p>【監査役設置会社であって、社外取締役を選任していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。この場合において、社外取締役に期待される役割を代替する、独自のコーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る内容について具体的に記載してください。例えば、社外のチェックという観点からは、社外監査役による監査を実施していることも考えられますが、その場合は、取締役と監査役では法的にも役割が異なる部分があることを踏まえて、その差異を含めて社外取締役に期待される機能を代替する仕組みの内容について記載することが考えられます。その他、経営監視機能の強化に係る具体的な体制やその実行状況、経営監視機能の客觀性及び中立性の確保に対する考え方を含めて記載することが考えられます。 ・ 社外取締役の導入を検討したことがある場合は、その採用を見送った理由も併せて記載することが考えられます。

以上